公共事業と同盟罷業

市民に促す

大電の勞働爭議は稍下火になつたけれども、友愛會が之に參加してより問題は一般化し、大電一個の爭議は一般企業者對勞働者の爭議に變じた。從つて其の成否は我國勞働運動に大なる影響を及ぼすべきは想像するに難くない。此の際に當つて大阪府の警察部長が調停の勞をとれることは注目に値するが、そは主として秩序維持を目的とするものにして、經濟的劣者を經濟的優者の壓迫より濟ひ、之に依つて社會的公正を確立せんとする理想と熱情とを缺くが故に、手を引くに至れるは蓋し當然の成行であらう。さりながら吾人の怪しまざるを得ざるは大阪市民の冷淡なる態度である、一朝大電の發電所が活動を中止する時は全市は暗黑の都と化し去るではないか。電力の供給なくして今日の經濟生活が流轉せざることは極めて明かであるが、斯くの如き明かなる脅威に對して、大阪市民が冷淡なる態度を以て之を迎へつゝあるは如何なる理由に因るか。吾人の想像にして謬らずんば、そは次の如き理由に基く。

近世の勞働運動は一の文化運動であり、社會的公正を確立せんとする倫理運動であるが、經濟的優者は動もすれば劣者の文化運動、倫理運動を阻止せんとして居る。斯くの如き優者の行爲に對して民衆が如何なる批判を下して居るかと云へば、彼等は意識的に或は無意識的に非難を加へて居ることのであらう。其の結果かく沈默の中に過ごして居ると見るのが合理的である。然らば市民は如何なる態度を採るべきか、吾人の考ふる所を述ぶれば大要左の如くである。素より今日の經濟組織の下に於て、大電從業員が其の職業を選べるは生活資料を得るが爲めであつて社會に奉仕するが爲ではない。其事業が公共事業たると非公共事業たるとは彼等の選ぶ所ではない、財産收入なき彼等は生活資料を獲得する手段としての外何の意義もないのである。されば勞働市場の掛引として勞働力の供給を制限するも、そは無下に否認せらるべき性質のものではない。勞働爭議の起るは人の罪にあらずして、今日の經濟關係に基くことは、公共事業たると非公共事業たるとによりて異なる所はないからである。

併しながら、社會生活は人類文化を創造する爲に缺くべからざるものであり、個人生活は社會生活の發展を竢つて完成せらるべきものであるが故に、苟も社會生活の發展を阻害するものあらば、何を措いても先づ之を除却しなければならぬ。されど同時に社會生活發展の窮極の目的は人類文化の創造にあるが故に、是れを基準として社會生活發展の方向を制約すべきである。かくの如く見るとき、若し公共事業の同盟罷業が、社會生活發展を阻害し、人類文化創造の理想に順應せざるときは其同盟罷業は無條件に否認せらるゝことゝなる。大電從業員の同盟罷業が此種の罷業に當るや否やは全く別個の問題である。

是に於てか問題は再轉する。文化發展の爲に、暫へ一部分にせよ、

働調査會）に於ける解雇手當

支給に 就て重役側の意見を徴する處があつたが十四日に至り課長會議の内定通り、即ち、曩に職工からの要求に依つて決定せし六月一日から適用する筈になつて居る、解雇手當を此の場合準用する事となつたのである、その手當規定の内容は

一年未滿は日給の三十日、一年四十日、二年六十日、三年八十日、四年　百　日、五年一三五日、六年一八十日、七年二二五日、八年二七十日、九年三一五日、十年二七五日、十一年四三五日、十二年四九五日、十三年五五六日、十四年六一五日、十五年六七五日

と云ふ支給額である、右の數字より打算した支給額の概要を聞くに這回の解雇に依つて最高の支給を受くるものは十四年の勤續者で

金額は 二千五六百圓

に又、一年未滿のものでも六七十圓支給される譯だ、是を平均數字にすると三年程で約百六七十圓を支給される、實際に解雇された人員は三百八十人で此の支給總額は約七萬圓であると、因に現在の復歸職工は三百三十九人で前記解雇者三百八十人以外の百五十九名のものは目下復職手續中のものであると

本日正午 解雇辭令を交付した

前記三百八十名の解雇職工に對しては曩日十三日迄に勤怠券を本社迄持參する樣通告せし處三百八十人の内三百五十人丈け是を持參した其處で十四日正午迄に改めて解雇の辭令を發すると同時に

十六日 の午前九時から午後五時迄の間に前記解雇手當を支拂ふ旨を通告した尚勤怠券提出者以外の解雇職工に對しても當日支給すると

大電本社では重役會議 二交代制と割增金に就き

前記解雇手當の支給額の報告及び今後會社の執るべき方針と現在の就業職工に對する（二交代制）割增金の件等に就て十四日午後二時から大電本社に重役會を開いた

佐藤氏等再び起つ

罷工職工の現狀見るに忍びずと

第一回の實行委員であつた佐藤安太郎他十三名は其後の罷工職工の狀態や紛糾の模樣を見るに忍びないといふので再び渦中に起つ事を決心し十四日午前中府廳に加々美特高課長を訪うて打合せをする處があつた

佐藤氏曰く

再起した理由に就て佐藤代表は語る

吾々は實行委員が最初起つたのは電業組合から選擧されたもので勿論全部の代表者であつたそして實行委員としては飽く迄誠意を以て接衝の任に當り斯の十四箇條の回答案を一旦是認する事になつたのである然るに今は交渉權などと徒らに理論許りを叫けんで實際の罷業職工に對する處置は何等取られて居ない、それで自分等としては此際再起して飽く迄犧牲者を出さぬ樣に努めるのが義務であると思ふ

田中警察部長再び東上す

大電問題は連日屢報の如く持久戰に入つて双方睨み合ひの姿で不穩な事態も持上らないらしい、これが爲め警察部長會議から脱けて歸阪中であつた田中警察部長は十三日夜再び東上した